平成２８年（フ）第４６号
宮城県大崎市古川江合本町２丁目２番３号ガーデンブリッジ103号、申立時の住所宮城県大崎市古川若葉町１丁目１番28号
債務者　須藤　美枝
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
宮城県本吉郡南三陸町歌津字番所34番地ニュー泊崎荘
債務者　上井　雄介
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第２５号
宮城県気仙沼市幸町３丁目２番１号　市営幸町住宅４－301、旧住所宮城県気仙沼市浅根66番地２　市営大島住宅403号
債務者　小山　悟
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第１５５２号
埼玉県川口市幸町２丁目15番８号　第２福富ビル301号
債務者　内藤　洋子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１５４号
千葉県市川市富浜３丁目14番８－308号（エスペランサⅡ）
債務者　塩山　勇
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２０９号
千葉県市川市湊８番15号
債務者　宮澤　圭子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２１８号
千葉市美浜区幸町２丁目16番４棟405号
債務者　福澤　麻子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２３３号
千葉県浦安市富士見１丁目10番40－101号マンション秋山
債務者　山本　茂
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２３４号
千葉県浦安市富士見１丁目10番40－101号マンション秋山
債務者　山本　正子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２５７号
千葉県船橋市習志野台８丁目25番２号　ベルシオン習志野台201号
債務者　兼本　圭太
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２５８号
千葉県市川市市川南１丁目１番１－1211号
債務者　平澤　惠子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２７４号
千葉県浦安市今川２丁目５番35号　チェリス今川（102）
債務者　渡邉　一
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２９９号
千葉市若葉区桜木７丁目19番23号　タウンシャイン若葉Ｂ103号
債務者　金杉　未来
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３０３号
千葉県船橋市上山町３丁目584番地12
債務者　石井　麻紀（旧姓比嘉・伊波）
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３２７号
千葉県市原市五井中央東２丁目30番地８ニューエレガンス201
債務者　梅田ひとみ
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３５号
石川県七尾市殿町ヲ部111番地、従前の住所石川県七尾市南ケ丘町48番地39
債務者　藤井　信明
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
金沢地方裁判所七尾支部